

令和 5 年度名古屋市教育委員会第35号議案

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 教育支援部高等学校教育課に所属する職員のうち、グローバル・エデュケーション・センターに係る運営事業者の指導、監督、企画運営等に関する業務に従事する者の勤務時間の特例等を改めます。
- (2) 組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い、組織名称に変更が生じるため、規定を整理します。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和 6 年 3 月 22 日提出 総務部総務課)



名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（平成23年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（勤務時間の特例等） 第 2 条 （略） 2 ～ 5 （略） 6 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、その者の所属する課又は室の長が定める。	（勤務時間の特例等） 第 2 条 （略） 2 ～ 5 （略） 6 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、その者の所属する課の長が定める。

別表第 1 中「新しい学校づくり推進部子ども応援室」を「新しい学校づくり

推進部子ども応援課」に改め、同表備考中「新しい学校づくり推進部子ども応援室」を「新しい学校づくり推進部子ども応援課」に、「新しい学校づくり推進部子ども応援室長」を「新しい学校づくり推進部子ども応援課長」に改める。

別表第2中「総務部人権教育室」を「総務部人権教育課」に、「総務部学校整備課」を「総務部学校施設課」に、「新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進室」を「新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進課」に、「新しい学校づくり推進部子ども応援室」を「新しい学校づくり推進部子ども応援課」に、

「

指導部指導室に所属する職員のうち、グローバル・エデュケーション・センターに係る運営事業者の指導、監督、企画運営等に関する業務に従事する者		1日について午前8時45分から午後5時までの間において7時間30分とする。	1日について45分とする。	4週間を通じて12日とする。
指導部指導室に所属する職員のうち、日本語教育及び国際理解教育の指導に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時30分から午後3時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
指導部指導室に所属する職員のうち、初期日本語集中教室における指導及び企画に関する業務に従事する者		1日について午前8時30分から午後3時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。

」

を

「

教育支援部 義務教育課 に所属する 職員のうち、 日本語教育 及び国際理 解教育の指 導に関する 業務に従事 する者	A	1 日について午前 8 時30分 から午後 3 時30分までの間 において 6 時間とする。	1 日につい て 1 時間とす る。	日曜日及び土 曜日とする。
	B	1 日について午前10時から午 後 5 時までの間において 6 時間 とする。		
教育支援部 義務教育課 に所属する 職員のうち、 初期日本語 集中教室に おける指導 及び企画に 関する業務 に従事する 者		1 日について午前 8 時30分 から午後 3 時30分までの間 において 6 時間とする。	1 日につい て 1 時間とす る。	日曜日及び土 曜日とする。
教育支援部 高等学校教 育課に所属 する職員の うち、グロ ーバル・エ デュケーシ ョン・セン ターに係る 運営事業者 の指導、監 督、企画運 営等に関す る業務に従 事する者	A	1 日について午前 8 時15分 から午後 4 時30分までの間 において 7 時間30分とする。	1 日につい て 45 分とす る。	4 週間を通じ て 12 日とする。
	B	1 日について午前 8 時45分 から午後 5 時までの間にお いて 7 時間30分とする。		

」

に、「指導部学校 D X 推進課」を「教育支援部学校 D X 推進課」に、「指導部
学校保健課」を「教育支援部学校保健課」に、「生涯学習部部活動振興室」を
「生涯学習部部活動振興課」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。